

国際知的財産保護フォーラム様
一般社団法人日本知的財産協会様
独立行政法人情報処理推進機構様
経済産業省様
第2回技術情報防衛シンポジウム

中国における営業秘密漏えいの実態、 及びこれに対する効果的な対応方策

2015年1月27日

IP FORWARDグループ総代表

IP FORWARD法律特許事務所 代表弁護士・弁理士

IP FORWARD China(上海擁智商務諮詢有限公司) 董事長・総経理
分部 悠介

IP FORWARD

營業秘密侵害被害概況

なぜ、中国で営業秘密侵害が多発するのか？

IP FORWARD

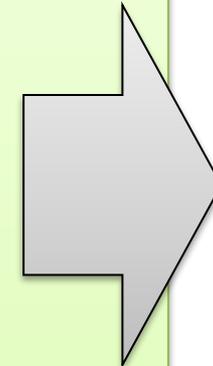
高い人材
流動性→
会社に対
する帰属
意識が相
対的に希
薄に



インスタン
ト・メッセ
ンジャー、
文書共有
サイト等
のIT環境



無形財産に対する尊重にかかる
社会合意形成の不十分性



営業秘密侵害行為が多い

インスタント・メッセンジャー例

■ テンセントQQ



ログイン画面



ログイン状態画面

■ Skype

R D



ログイン画面

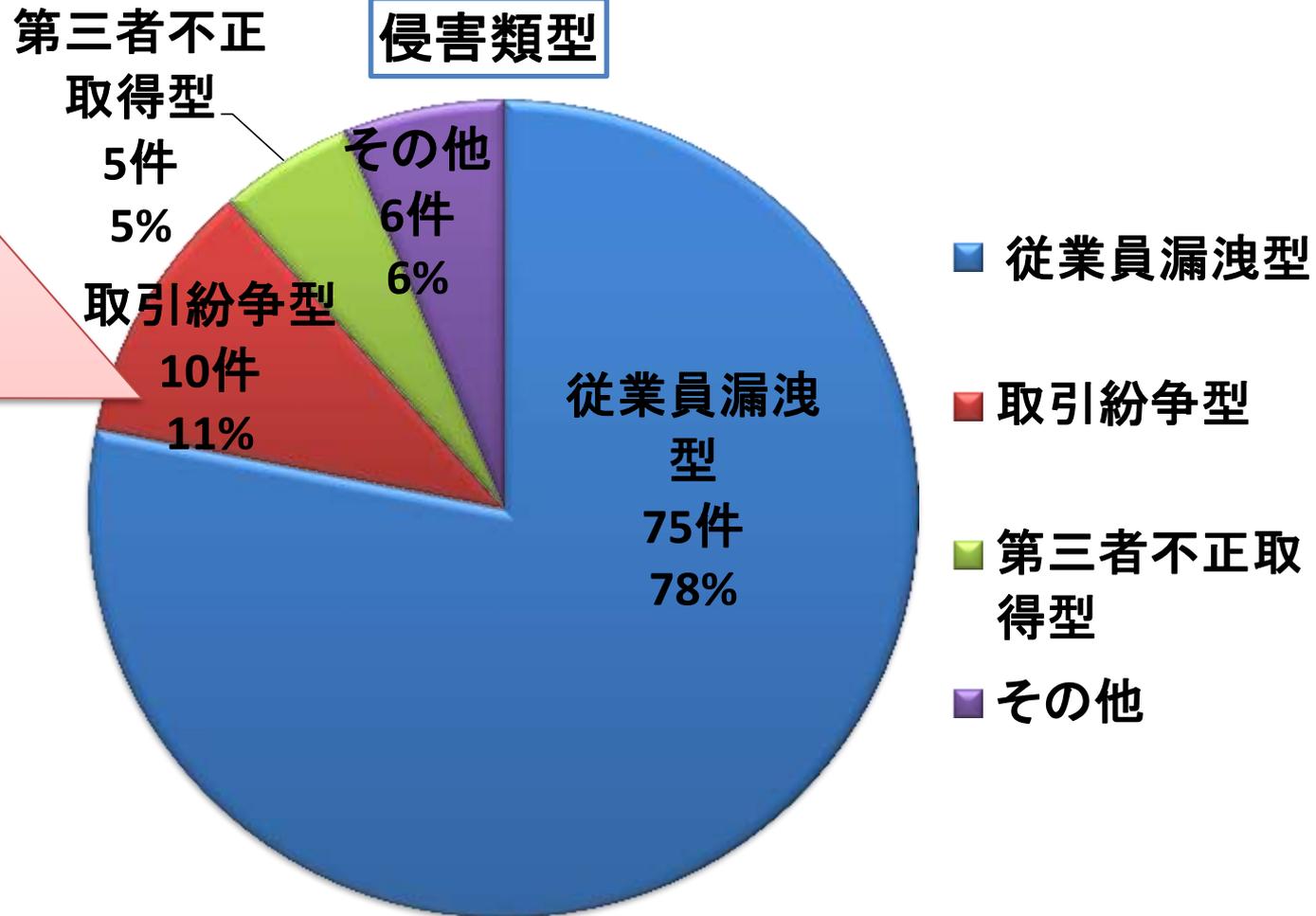


ログイン状態画面

営業秘密侵害態様の類型

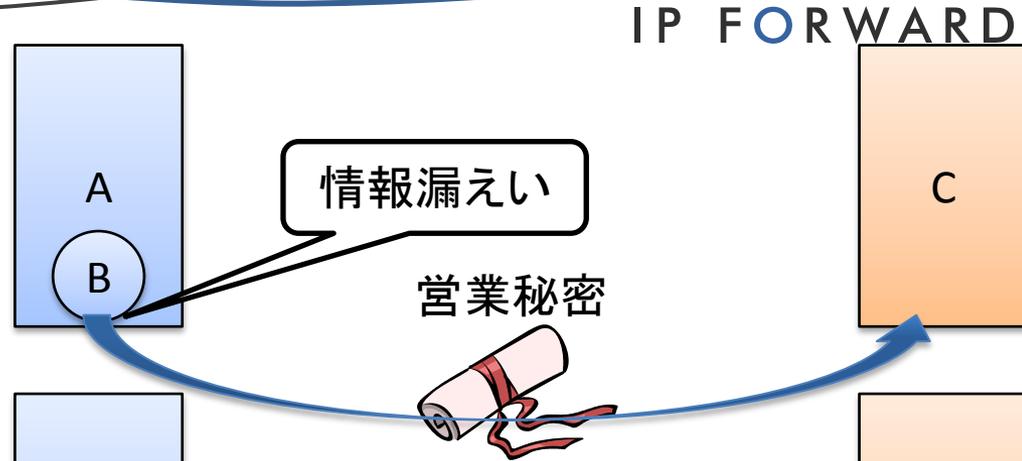
IP FORWARD

取引紛争型は、
①取引関係があることが多いので、訴訟にはなりにくい。
②多くの訴訟は取引関係終了時に発生

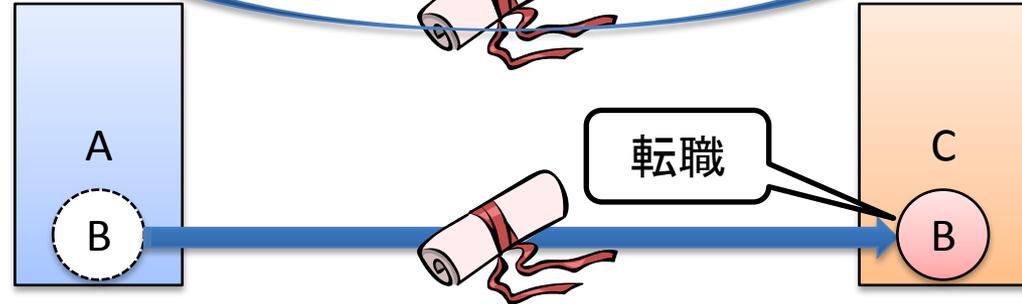


従業員漏洩型の類型

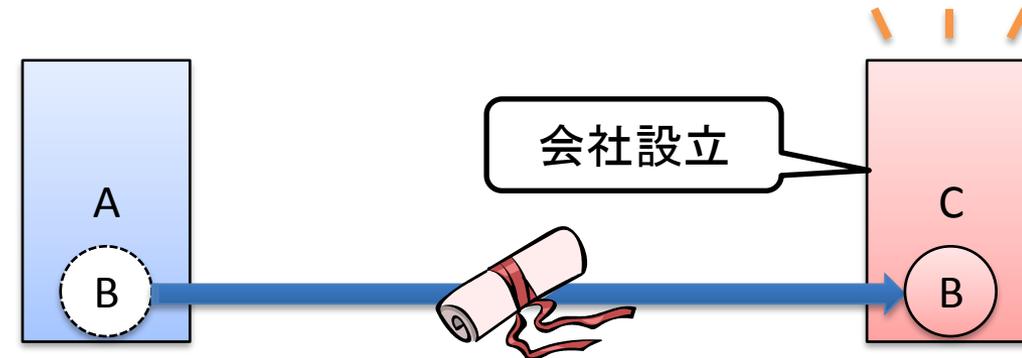
(1) 企業の従業員が営業秘密を
侵害企業に漏洩



(2) 企業の従業員が退職後、
侵害企業に転職し、
前の企業の営業秘密を漏洩

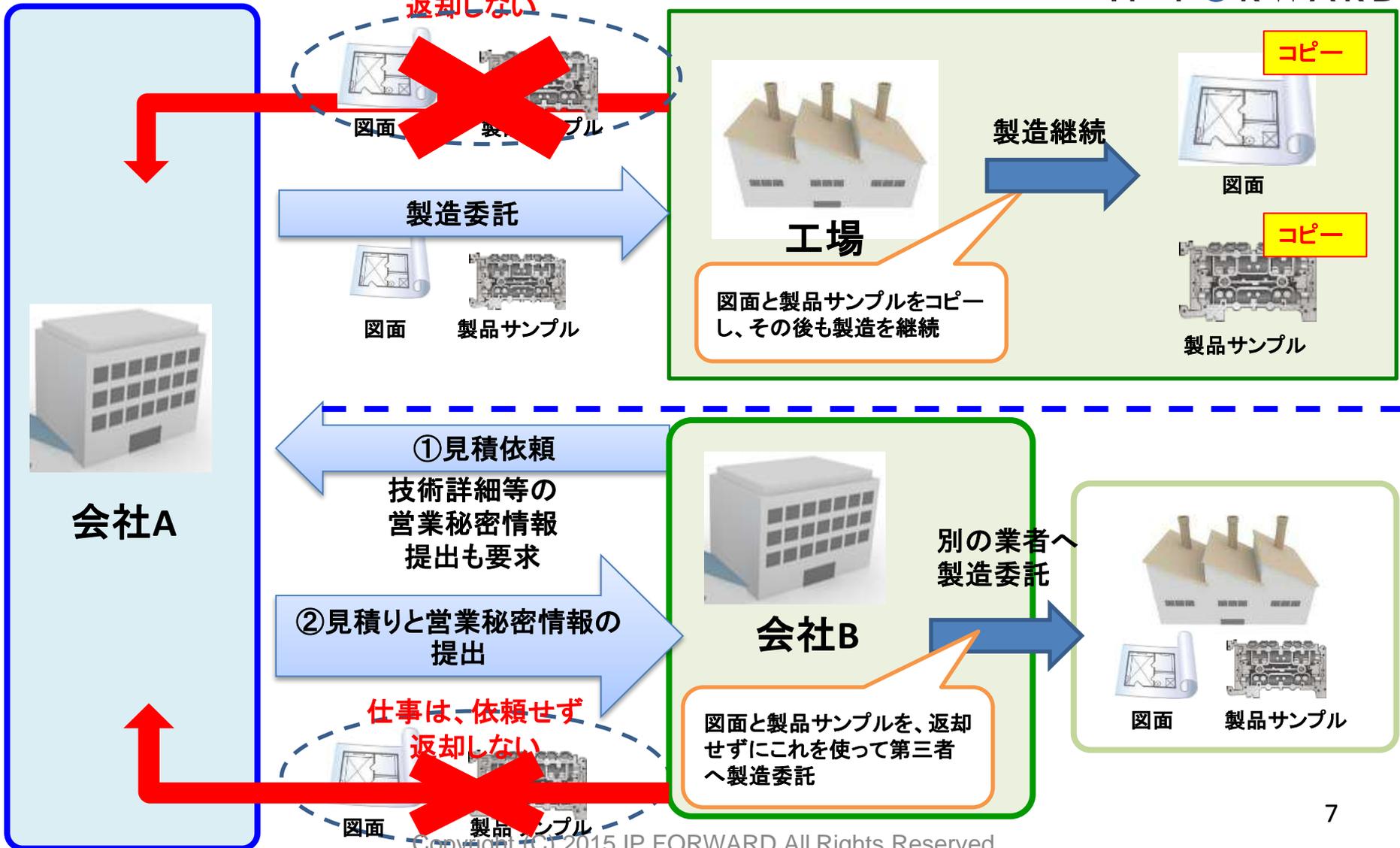


(3) 権利者の従業員が、
競業関係にある会社を
自ら設立し、前の企業の
営業秘密を侵害



取引紛争型の例

IP FORWARD



営業秘密情報の種類

IP FORWARD

技術情報

- ・ 経験又は技能から生みだされ、実際に、特に工業に適用される技術データ又は技術知識
- ・ 製造技術、設計方法、製品調合配分情報、工程フロー、操作技術、新技術の影響予測等

経営情報

- ・ 秘密性を有する経営管理方法及びそれと密接に係りのある情報
- ・ 顧客リスト、製品販売計画・地域分布情報、原材料価格、仕入れ・流通ルート、経営戦略、投資計画等

営業秘密と認められるための要件

IP FORWARD

営業秘密とは

- 公衆に知られておらず(秘密性)、
- 権利者に経済利益をもたらせ(価値性)、
実用性を有し(実用性)、かつ
- 権利者が秘密保護の措置を取った
技術情報及び経営情報(秘密保護措置)

(「中華人民共和国反不正競争法」第10条参照)



秘密保護措置を取らない限り、どんなに重要な情報でも、
法律上は、「営業秘密」として認められない！

秘密保護措置が認定されるための要件

秘密保護措置が講ぜられたと認定されるべき場合

下記の状況があり、正常な状況下で秘密情報の漏洩を防止するのに十分である場合は、権利者が秘密保護措置を講じたとして認定しなければならない

- 当該情報へのアクセス可能な範囲を関係者のみに限定
- 当該情報の担い手に対し、施錠等の防備措置を実施
- 当該情報の担い手に対し、機密保持の標識を表記
- 当該情報に暗証番号又は暗証コード等を採用
- 秘密保持契約を締結
- 当該秘密に関わる場所に対し、来訪者を制限し、秘密保護を要求
- その他の情報の秘密を保護する合理的措置の実施

(「不正競争の民事案件の審理における法律適用の若干問題についての解釈」第11条)

営業秘密侵害の法律要件

営業秘密侵害の概要

不正競争防止法上、以下の手段を用いる行為が営業秘密侵害とされている

(参考)

第10条 事業者は以下に記載する手段を用い営業秘密を侵害してはならない。

(1) 窃盗、誘引、脅迫またはその他の不正手段をもって権利者の営業秘密を獲得すること。

(2) 前項に定める手段を用いて獲得した権利者の営業秘密を披露、使用または他人に使用を許諾すること。

(3) 取り決めまたは権利者の営業秘密保守に関する要求に違反して具有している営業秘密を披露し使用し、或いは他人に使用を許諾すること。

第三者は前項に該当する違法行為であることを知りながら或いは知りうる場合、他人の営業秘密を獲得し使用し或いは披露した場合、営業秘密を侵害するとみなされる。

営業秘密侵害に対する救済

民事救済

➤ 損害賠償請求

①秘密保持者の損害、②侵害者の利益、③ライセンス料×侵害品個数で金額算定。多くは、1万元から100万元程度だが、最近は高額化傾向あり

➤ 差止請求

侵害品の製造、販売行為の差し止め

行政罰

➤ 工商行政管理部門による違法行為停止命令(侵害品の製造、販売行為の差し止め)。情状により1万元以上20万元以下の過料

刑事罰

- 営業秘密の権利者に重大な損害(50万元以上)を生じさせた場合:3年以下の懲役、罰金
- 営業秘密の権利者に特に重大な損害(250万元以上)を生じた場合:3年以上7年以下の懲役、罰金

営業秘密侵害に対する救済

IP FORWARD

営業秘密侵害行為につき、

- 「**重大な損害を与えた場合**」に刑事罰が科せられる
- 「**特に重大な結果を生じた場合**」には、より重い刑事罰が科せられる
(刑法第219条参照)



「**重大な損害を与えた場合**」とは、「**50万元以上の損失をもたらす場合**」
「**特に重大な結果を生じた場合**」とは、「**250万元以上の損失をもたらす場合**」
(「最高人民法院、最高人民検察院による知的財産権侵害における刑事事件の処理についての具体的な法律適用に関する若干問題の解釈」第7条参照)



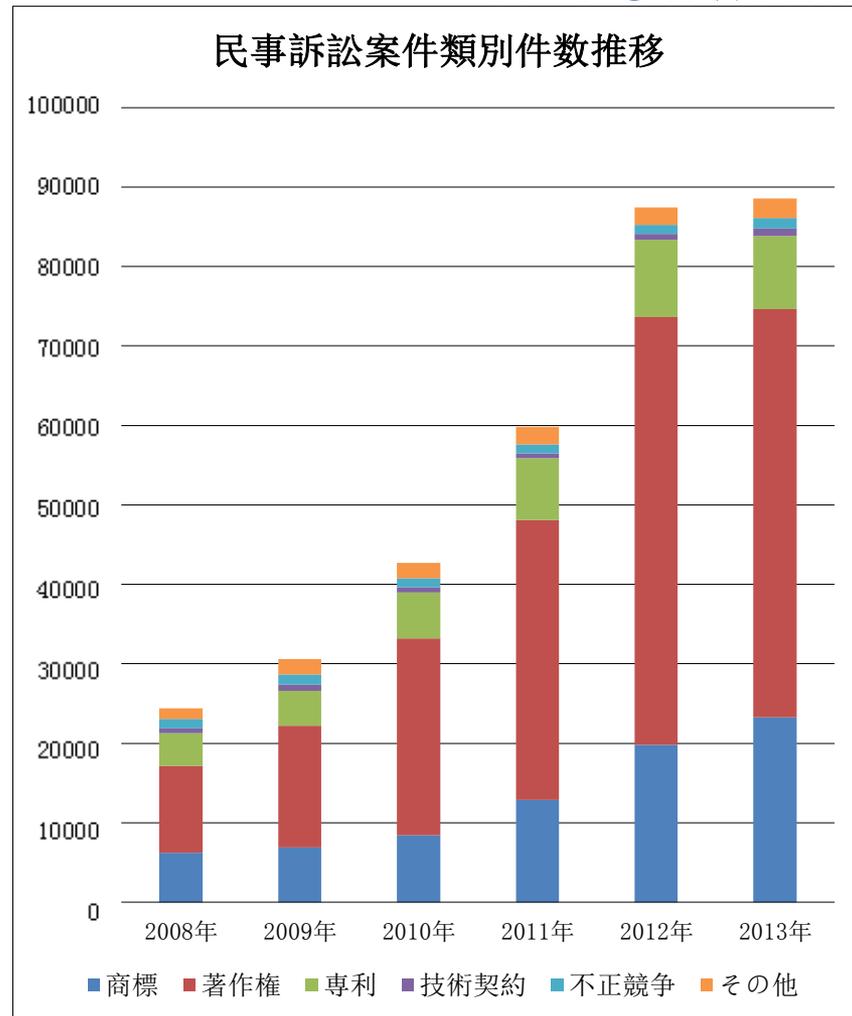
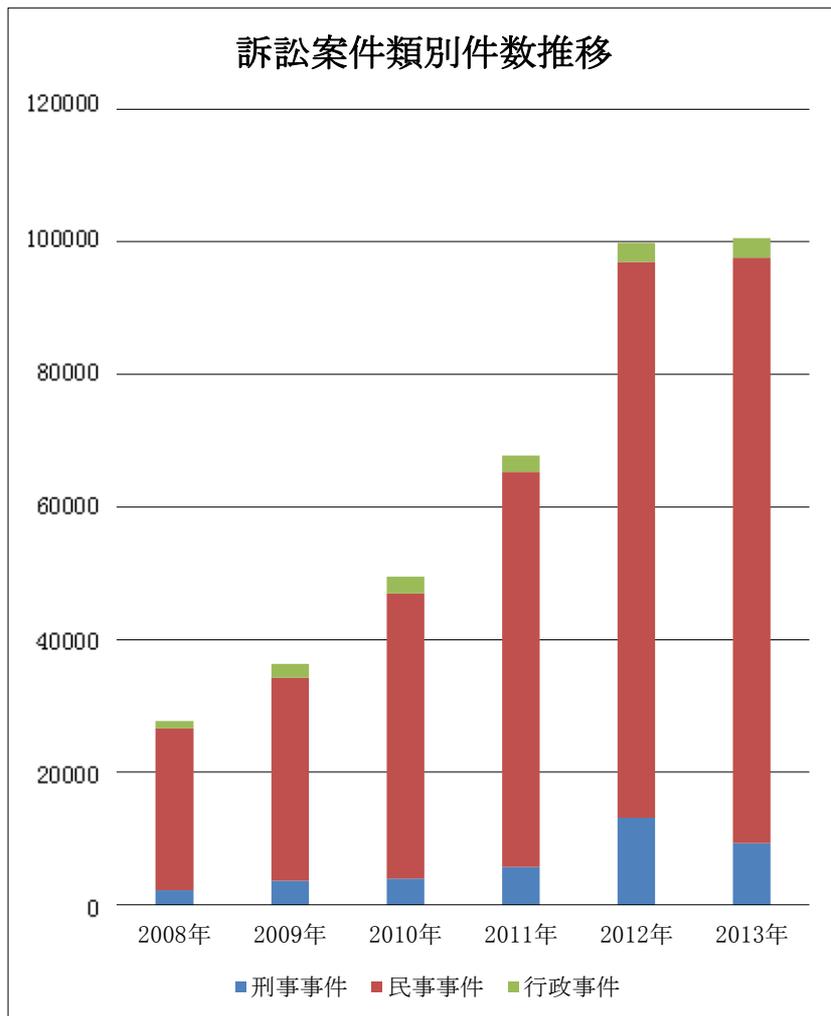
営業秘密を侵害する事案において、以下の場合、刑事訴追すべき

- (一) 営業秘密権利者が被った損失額が50万元以上の場合
- (二) 営業秘密侵害者が得た違法収入額が50万元以上の場合
- (三) それにより営業秘密権利者が破産した場合
- (四) その他の営業秘密権利者に重大な損失をもたらした場合

(「最高人民検察院、公安部による経済犯罪事件の刑事訴追基準に関する規定(二)」第73条)

知財訴訟統計

IP FORWARD



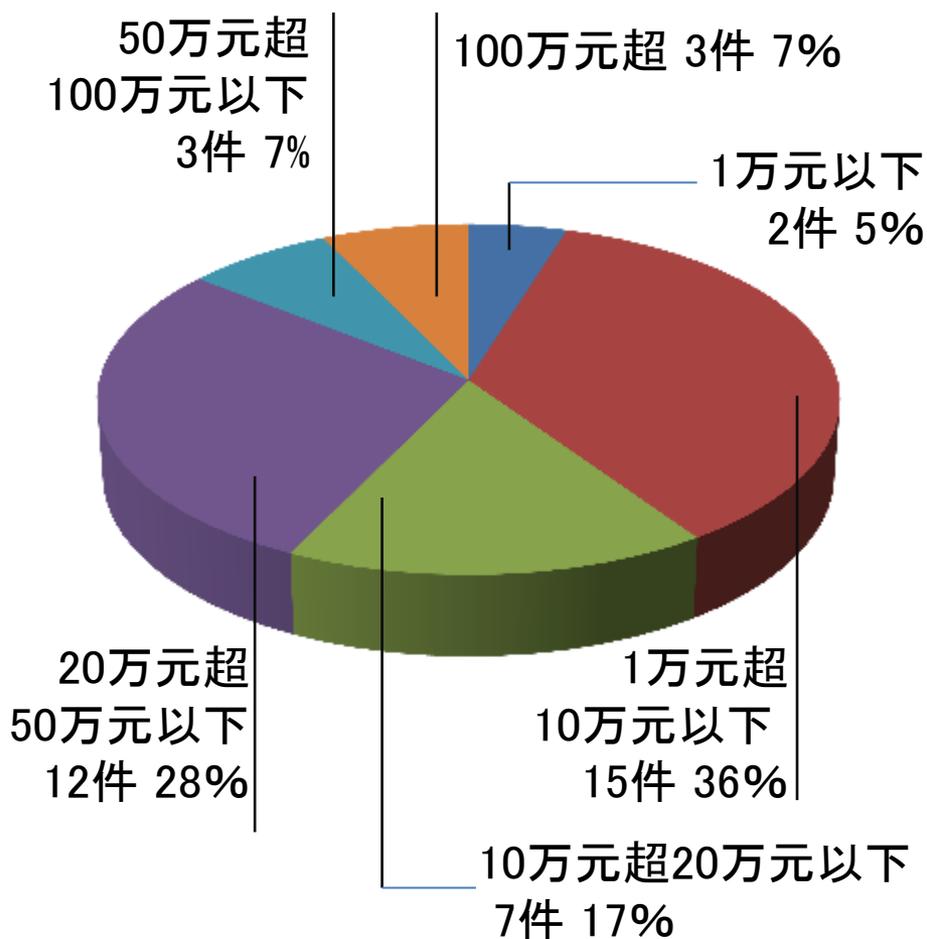
➤ 元来、中国人は「喧嘩好き」、訴訟件数も右肩上がり

中華人民共和國最高人民法院
「中国法院知识产权司法保护状况」(各年)

営業秘密侵害に対する救済

IP FORWARD

損害賠償認容額



- 損害金額は1万元～10万元の低額の領域と、20万元～50万元の高額の領域に二極化
- 特に技術情報が対象となる事案において年々、高額化の傾向にあり、近年は100万元以上の案件も

営業秘密侵害訴訟において認定に用いられる 主な証拠等

営業秘密性

- 秘密性、価値性、実用性については、証拠により認定されるケースは多くない
- 秘密保護措置については、秘密保持契約書、管理方法に関する関係者証言(守秘マーク、施錠、暗証番号等の有無)等により認定されるケースも多い

営業秘密侵害行為

- 技術情報侵害の場合、侵害企業製品の技術分析結果等より、自社製品技術と侵害企業製品の技術の類似性が高い場合、侵害行為が認定されるケースも多い
- 営業情報侵害の場合、侵害企業の顧客データ、伝票等から分かる取引先が自社の顧客データ内容、取引先と類似性が高い場合、侵害行為が認定されるケースも多い
- いずれの場合でも、特定の人物経由での漏えいが疑われる場合、対象人物の営業秘密情報へのアクセス可能性、実際のアクセス状況、従業員の辞職・転職状況、取引状況にかかる証拠が侵害を証明する証拠として重要になる。
- ※侵害企業の顧客データ、伝票等については、多くは、刑事、行政手続の中で得られた資料、裁判所による証拠保全手続により得られた資料が証拠とされる
- ※行政摘発申し立ての際には、本要件の証明証拠、特に、対象人物の営業秘密情報へのアクセス状況等にかかる証拠が重要視される傾向にある。

損害

- 以下の3パターンのいずれかで認定されることが多い
 - ①侵害企業の売上を認定し、同売上げに利益率を乗じて損害額を認定。売上は、販売記録、帳簿等から、利益率は、侵害企業の利益率や、業界における平均利益率に係る資料等から認定
 - ②営業秘密の使用許諾料を前提に損害額を認定
 - ③法定賠償額の範囲内(1~100万円)で損害額を認定

營業秘密侵害判例

営業秘密侵害判例① 従業員漏洩型

IP FORWARD

当事者

- 当事者A: 寧波市泰仕国際貿易有限公司
- 当事者B: 顧 (※詳細な名前不明)
- 摘発日: 2010年12月 寧波市工商行政管理局
鄞州分局



経緯

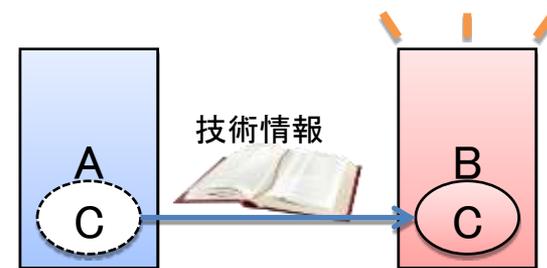
- BはAの従業員であったが、離職後、貿易会社において貿易業務に従事した。
- BはAに在職していた期間中に得た顧客情報を、自らの業務においても同様に用いて営業活動を行った。
- そのため、Aは当局に行政摘発の申立てをなし、これを受けて、当局はBに対して摘発を実施した。
- 処罰結果: 侵害行為の即時停止、罰金3万元

営業秘密侵害判例② 従業員漏洩型

IP FORWARD

当事者

- 当事者A: 諾比節能科技(珠海)有限公司
- 当事者B: 珠海市所在の電力科技会社
- 当事者C: 張 (※詳細な名前不明)
- 摘発日: 2008年5月 珠海市工商行政管理局



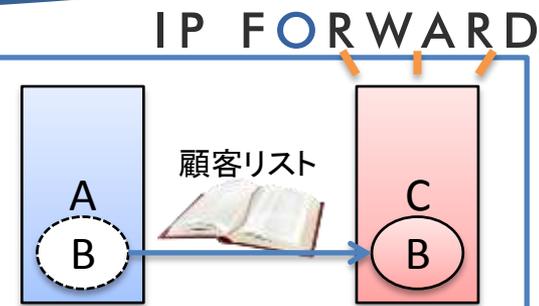
経緯

- BはAの元従業員であったが、離職後、自ら出資するCにて業務を開始した。
- BはAに在職していた期間中に得た省エネ電気製品の技術を、Cにおいても用いて、これを生産した。
- そのため、Aは当局に行政摘発の申立てをなし、これを受けて、当局はCに対して摘発を実施した。
- 処罰結果: 侵害行為の即時停止、設計図・原材料リスト等の返還、罰金4万元

営業秘密侵害判例③ 従業員漏洩型

当事者

- 当事者A: 上海富日実業有限公司
- 当事者B: 黄子瑜
- 当事者C: 上海薩菲亞紡績品有限公司
- 判決日: 2010年8月 上海市高级人民法院



経緯

- BはAの出資者で、監査役兼副総経理
- Bは出資持分を全部譲渡し、退社
- BはAと競業関係となるCを設立し、業務を開始
- Aは、取引先をCに奪われ取引の機会を損失したとし、営業秘密侵害を理由に提訴
- 判決: 請求棄却

ポイント

- 本判決においては、顧客名簿、取引先情報が営業秘密であることの立証責任は、原告にあり、同情報に合理的、具体的、有効な秘密保護措置を取ったことの立証が必要とされ、かつ、その具体例として、情報を掌握している関係者の限定、守秘マークの付記、保管庫の施錠、秘密保持契約の締結等が挙げられている
- 本件では、これらの証拠がないとして請求棄却されたものであり、訴訟で認められる秘密保護措置を確実に取ることが重要

営業秘密侵害判例④ 従業員漏洩型

当事者

- 当事者A: 日系印刷機製造会社
- 当事者B: 欣瀾機械有限公司 (Cが設立)
- 当事者C: 朱
- 当事者Dら: 張、僑、莊
- 判決日: 2012年12月28日、上海市閔行区人民法院



経緯

- C、DらはAの従業員として、印刷機械の製造に従事
- 2004年、Cは、Aを退社、2007年、Bを設立。Aから持ち出した印刷機の図面を用いて、印刷機を製造・販売
- その後、機器の組立、営業、製品検査を行っていたDらも2007～2010年までに、相次いでAを退社し、Bに移籍
- 2011年、Aは、BがAから盗用した技術を使用した印刷機10数台を製造、販売したことを発見（販売合計金額は1690万元）したので、公安にこれを通報し、C、Dらの刑事責任を追及
- 対象機械が、Aの保有する技術に基づいて製造されたものであるか、専門的鑑定を実施。裁判所が同鑑定結果に基づき、Bの製品がAの秘密技術を利用したことを認定の上、B、C、Dらの営業秘密侵害行為、これによるAの損害金額を248万元と認定
- 結果、主犯格たるCには、懲役1年6ヶ月の実刑、罰金50万元、Dらには、それぞれ、懲役10ヶ月の実刑、執行猶予1年の判決、罰金（罰金額不明）、法人たるBには、罰金240万元が確定

ポイント

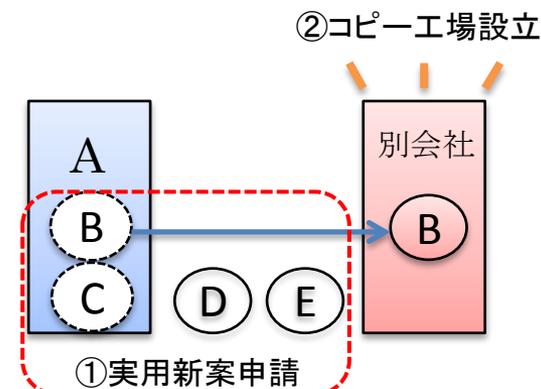
- Aは、2002年以降、従業員らと秘密保持契約を締結し、C、Dらの犯行は、同契約締結後に発生したということで、同契約違反が認められ、C、Dらの刑事責任が認められた

営業秘密侵害判例⑤ 従業員漏洩型

IP FORWARD

当事者

- 当事者A: 日系健康食品メーカーの現地法人
- 当事者B: 潘思宇
- 当事者C: 駱野鳴
- 当事者D: 徐鯨生、当事者E: 向威
- 当事者E: 向威
- 判決日: 一審: 2011年5月13日 昆明市中級人民法院
二審: 2011年10月12日 雲南省高級人民法院



経緯

- Aは2004年7月設立、2005年8月操業開始。微細藻類の培養・営業等に従事。
- 主力製品は、「アスタキサンチン」という甲殻類に含まれる色素成分。抗酸化作用があり、健康食品等への添加物として人気。
- Aは同技術の特許・実用新案出願をせず、営業秘密として秘匿。
- Bは2004年9月Aに入社、秘密保持契約締結。生物科学専攻。元設備課課長、培養設備開発・製造に従事。A幹部職員とは家族のように付き合っていた。
- Cは2005年3月Aに入社、秘密保持契約締結。生物科学専攻。元生産課長、培養設備開発・製造に従事。
- Dは、Aの出入業者。EはB、Cの大学時代の同窓生。計算機応用学専攻。

営業秘密侵害判例⑤ 従業員漏洩型



A社のプラント



F社のコピープラント

IP FORWARD

経緯(続き)

- 2009年7月、BがAを退社。
- 2010年春、同様に「アスタキサンチン」を製造するF社が、Aの開発技術について4件の実用新案を取得していることが発覚。
(取得者名はB、C、D、Eの4名。取得日時はB退社前の2009年3月)
- Aがその後確認したBの在社中のパソコンには、F社設立の企画書等が保存。
- Aは、B、C、D、Eの4名を相手取り、実用新案の権利がAに帰属すると提訴。
- 一審判決では、当該実用新案はB、Cが職務発明を登録したものとして認め、権利がAに帰属すると認定。二審もこれを支持。
- 他方、当該実用新案はBらが登録料を滞納。その後適切な手続きがされなかったため、新たな登録不可に(F社は現在も操業中)。

インターネットを活用した新しい侵害形態

IP FORWARD

昨今、誰でも自由にワードやエクセル等のデータをアップロードでき、不特定多数の人間がダウンロードできるようにする「文書共有サイト」が急増

【 文書共有サイトの例 】



(wenku.baidu.com)



(www.docin.com)



(doc.mbalib.com)



(ishare.iask.sina.com.cn)



(www.doc88.com)

インターネットを活用した新しい侵害形態

百度文库 > 专业资料 > 工程技术 > 交通运输

发电机组培训教材(发电机部分)

★ 收藏 ♥ 分享 加入文档

选中你需要的内容，就可以复制文档啦！

人机交流

EMCP

电压反馈

电力输出

电流电压信号反馈

大小: 161.50KB
所需财富值: 5

立即下载

收藏此文档 免费

立即下载 大小: 161.50KB 所需财富值: 5

分享

上传我的文档

文档信息

3.5 ★★★★★

已有55人评价

浏览: 943次 下载: 128次

贡献者: falconnoir

相关文档推荐

1/2

- 柴油机组培训—发动机电...
★★★★★ 36页 2财富值
- 发电机组概述
★★★★★ 23页 免费
- 发电机组操作规程
★★★★★ 10页 20财富值
- 发电机组操作
★★★★★ 6页 1财富值
- 柴油发电机组 CA...
★★★★★ 6页 2财富值

喜欢此文档的还喜欢

- 发电机组培训资料
★★★★★ 74页 免费
- 油发动机的基本知...
★★★★★ 61页 免费
- 发动机...培训资料U5...
★★★★★ 32页 免费
- B发电机
★★★★★ 49页 免费
- 机培训—发动机电...

Copyright (C) 2015 IP FORWARD. All Rights Reserved.

ダウンロード

必要ポイント

↓ 下载

大小: 161.50KB
所需财富值: 5

お気に入り登録

関連する
文書

インターネットを活用した新しい侵害形態

FORWARD

問われる「情報管理」＝中国ビジネスのリスクに

【北京時事】中国の文書共有サイト「[百度文庫](#)」に大量の日本企業の機密・内部情報が流出している問題は、日本企業の中国ビジネスでの情報管理の在り方を問い直す契機になりそうだ。「モノづくり大国」日本はこれまで中国での模倣品対策に力を入れてきたが、今、モノをつくる根幹である「情報」をどう守っていくかが問われている。

【特集】暗躍するハッカー～アノニマス、イカタコウイルス～

経済産業省の初代模倣対策専門官を務め、現在は上海で模倣品対策や知的財産権問題に特化した「IPフォワード法律事務所」を運営する分部悠介弁護士は「中国で企業秘密が侵害されるケースは深刻化している」と解説。[百度文庫](#)の問題では中国人従業員が漏えいするケースが大部分だが、このほか中国人幹部が独立したり、他社に引き抜かれたりした際に機密情報を一緒に持ち去る懸念のほか、合弁先との契約終了後も技術情報が無断で使用されるリスクも高まっている。

分部弁護士は、[百度文庫](#)問題で日本企業から数十件に上る相談を受け、[百度文庫](#)に対する削除要請も行っているが、「中国では情報など無形財産は、誰にも所有されておらず、自由にしているという感覚があり、これが模倣問題の根本要因となっている。日本企業は『中国は違う社会』と認識することが必要」と訴えた。

[百度文庫](#)に情報を流す中国人従業員らの主な動機は、別の情報をダウンロードするためのポイント稼ぎ。[百度文庫](#)に多くアップロードされる日本企業の販売マニュアルや部品設計図などは、古いものでも、中国の競合企業や模倣品業者にとっては「宝の情報」だ。

[百度文庫](#)での情報流出が発覚した日本企業は、中国人従業員との秘密保持契約の締結や、幹部に機密閲覧を限定するなど情報管理を徹底させる方針。ただ、知的財産権問題に詳しい中国人弁護士は「[百度文庫](#)にアップロードされる多くの資料は権利侵害で、(作者らの)同意を得ていない」と説明。「日系企業は、削除要請し、それでも状況が改善しなければ、[百度文庫](#)を共同で提訴するなどの対応が必要だ」と語った。(2013/08/07-17:58)

類似の文書共有サイト

	 百度文庫	 豆丁网	 道客巴巴	 新浪爱问
URL	http://wenku.baidu.com/	http://www.docin.com/	http://www.doc88.com/	http://ishare.iask.sina.com.cn/
運営会社	百度在線網絡技術有限公司	豆丁世紀(北京)網絡技術有限公司	北京晟軟在線科技有限公司	新浪網絡技術股份有限公司
サービス開始時期	2009年 ※前身となる「百度知道」は2005年開始	2008年	2008年	2004年
サイト閲覧回数／週間(※)	約5,130,000	約1,030,000	約650,000	約1,680,000
閲覧のID登録の要否	不要	不要	不要	必要
ポイント換金や物との交換	不可	可	可	不可
内部文書掲載の危険性	危険性大 (文書量、閲覧回数とも大きい)	危険性大 (文書量大。ポイント換金等可能)	危険性比較的小 (アップロード時サイトの審査スキームあり)	危険性比較的小 (アップロード時サイトの審査スキームあり)
削除申立書類送付方法	ネット送信	原本の郵送	原本の郵送	ネット送信

不正な営業秘密取得が疑われた事例

時期	内容
2011.1	インドのネパール国境付近で華為技術社員がスパイ容疑で逮捕される
2011.1	仏ルノー幹部が電気自動車の情報を漏洩、中国企業関与の疑い
2010.11	米スプリント・ネクステル、通信設備の調達先選考から華為技術などを除外
2010.7	米モトローラ、通信技術を盗んだとして華為技術を米国で提訴
2010.8	インド政府、09年に始めた中国からの通信機器輸入制限を緩和、設計情報と技術データの開示を義務付け
2010.7	北京市の裁判所、米国籍中国人が中国の油田情報を売り渡したことが国家機密漏洩にあたるとして懲役の判決
2010.3	上海市の裁判所、英豪系資源大手リオ・テイント社員4人全員に懲役の判決
2010.2	米国の裁判所でボーイングの中国系米国人の元社員がスパイ容疑で懲役の判決
2010.1	グーグルが中国からサイバー攻撃を受けたことを明らかにするとともに、検索結果の自主検閲を停止
2010.1	米ソフト企業、中国の検閲ソフト「グリーンダム」について技術盗用があるとして米国で提訴

時期	内容
2009.12	自動車部品ミクニから中国合弁幹部が技術情報を持ち出した問題で、成都市の裁判所が懲役の判決
2009.11	韓国検察当局、双竜自動車のディーゼルハイブリッド車技術が上海汽車集団に流出したとして、双竜自幹部を起訴
2009.10	長城汽車、伊フィアットがスパイ行為をしたとして中国の裁判所に提訴
2009.10	米連邦捜査局、米フォード・モーターから北京汽車集団に転職した中国人社員をスパイ容疑で逮捕
2009.8	米司法当局、中国人3人について軍事技術の違法輸出の罪で懲役の判決
2009.7	中国当局、リオ・テイントの社員4人を産業スパイの容疑で身柄拘束
2008.9	米連邦捜査局、中国系米国人科学者をロケット技術を違法に中国に提供したとして逮捕
2008.7	米自動車販売会社が奇瑞汽車を相手取って自動車関連技術を盗んだとして米国で提訴
2007.12	韓国検察当局、現代自動車社員を中国自動車メーカーに機密情報を漏洩したとして摘発
2007.5	韓国検察当局、起亜自動車社員を技術情報を中国企業に渡したとして身柄拘束
2007.4	デンソー、中国人社員を製品情報を不正に持ち出してとして懲戒解雇

企業の取るべき対応措置

事前予防措置

企業が事前にやるべきこと

IP FORWARD

- 営業秘密管理体制を構築する
- 従業員、関係先との秘密保持契約のひな形を作成し、締結する
- 先使用权立証のための証拠をそろえる
(技術情報の場合)



営業秘密管理体制構築の例

全体管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 営業秘密管理規定・指針の策定 ・ 営業秘密管理部門の確定 	
物理的管理	文書管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「秘」等の保秘表記の付記 ・ アクセス制限
	IT機器等管理	<ul style="list-style-type: none"> 〈電子ファイル、サーバ関係〉 ・ パスワード設定 ・ アクセス権限設定 〈IT機器、ソフト関係〉 ・ IT機器（コピー、スキャン、USB等）の管理強化 ・ チャットソフトの使用制限
	製造現場等管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部外者の立入り制限 ・ 来訪記録管理
人的管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 営業秘密研修を通じた従業員意識の向上 ・ 従業員との秘密保持契約、競業禁止契約 ・ 外部関係者との秘密保持契約 	

営業秘密管理体制を構築する上での重要な視点

WARD

Aランク
(重要な営業秘密への接触が多い社員)



Four overlapping document pages representing A-rank employee access to trade secrets. Each page contains a list of items with checkboxes, indicating high access to important trade secrets.

Bランク
(部分的に重要な営業秘密へ接触する社員)



Two overlapping document pages representing B-rank employee access to trade secrets. Each page contains a list of items with checkboxes, indicating partial access to important trade secrets.

Cランク
(重要な営業秘密へ接触する機会の少ない一般社員)



One document page representing C-rank employee access to trade secrets. The page contains a list of items with checkboxes, indicating low access to important trade secrets.

「経営の機動性」と
「営業秘密保護」
とのバランスを考える

※実施が要求される
営業秘密保護措置(イメージ)

秘密保持契約締結上の注意点

IP FORWARD

●対従業員

- ・対象従業員によって、秘密情報の特定の程度を変化させたり、違約金条項の設定の検討が重要

(例:工場従業員には秘密情報の内容を概括的に規定、幹部職員、技術部門の職員には秘密情報を個別に特定して規定等)

- ・従業員入社時、退社時に確実に締結する(入社時は「契約書」、退職時は「誓約書」)。途中で締結する場合、タイミングや合意内容に注意

●対取引先

- ・秘密情報の接触できる従業員の限定・特定、同従業員と所属企業との秘密保持契約の締結の確保・確認、契約終了時の秘密情報返還・確認等の規定が重要
- ・「日本流」の遠慮は不要、取引関係に入る前に確実に締結する

外部関係者と接触する際の留意点

IP FORWARD

取引前

- ・ 秘密情報を提供する相手方企業との間に、適切な秘密保持契約が締結されているか確認する
- ・ 担当者が本当に権限を有している職員か、当方従業員と不適切な関係がないか留意、確認する

取引中

- ・ 特に、相手が顧客である場合等、相手の立場が強い場合であっても、相手の言うがままに情報を提供することは避ける
- ・ 中国の場合、電話・チャット等のやりとりが多いが、重要な情報提供時には、相手の上長等をメールにCCに入れた形にする等して、しっかり証拠を残す形で連絡する

取引後

- ・ 取引関係終了後は、確実に秘密情報を回収・廃棄し、当方にて回収・廃棄事実を確認できるようにする

事後対応措置

営業秘密漏洩が疑われる事態が発覚したら 対応すべきこと/知っておくべきこと

IP FORWARD

- 極秘裏に調査を実施、必要な証拠を確保
(必要に応じて、専門調査会社経由で調査)
- 専利権出願の有無を確認(技術情報の場合)
- 取引先・関係先への影響を検討
- 早めに専門家(法律事務所、専門調査会社)に相談



- 方針を確定して、証拠散逸前に迅速に対応

盗用された営業秘密が専利出願されてしまった 場合の対応(技術情報)

1. まず、専利権を取り戻す方法を検討

- 専利を無効にすると、第三者が自由に使用することが可能となるので、まずは、権利の取戻しを検討する。
- 根拠①: 職務発明
自社に権利帰属すべき職務発明であることの立証が必要
- 根拠②: 財産の取戻し
盗用事実の立証が必要
- 日本と異なり、冒認出願に対する特許権の移転請求の制度なし

2. 取戻しが困難な場合、専利権を無効化する方法を検討

- 根拠: 現有技術
専利権対象技術が、出願時に既に公開されていた場合、これを立証して無効審判請求

3. 専利権侵害責任を回避し、対象技術の使用継続を検討

- 1、2の主張が困難な場合の最終手段として検討
- 根拠: 先使用権
技術にかかる証拠、生産設備・規模を立証する必要あり

営業秘密侵害時の対応フロー

IP FORWARD

営業秘密侵害の疑い

経営情報

調査

行政・公安摘発

民事訴訟

証拠保全

民事訴訟

技術情報

専利出願の確認

取戻し

無効化・先使用立証準備

調査・サンプル購入

自社技術使用の有無の確認

公証購入

行政・公安摘発

民事訴訟

鑑定

証拠保全

民事訴訟

鑑定機構

■ 鑑定機構の概要

- ・鑑定機構は、全国に約5,000ほどあり、各都市には、数十～百以上ほど存在
- ・鑑定人員は、全国に約53,000名
- ・2008年～2012年の間、約625万件(司法鑑定、私鑑定の双方を含む)の鑑定を実施
- ・鑑定機構の中には特定の分野を専門とする機構(例:ソフトウェア関連分野のみ、法医学分野のみ等)もあれば、委託される鑑定内容に応じて鑑定チームを組み幅広い分野で鑑定を実施する機構もあり
- ・鑑定人の中には非常勤で所属するものも多く、複数の機構に重複して所属することもあり

■ 鑑定にかかる費用と期間(目安)

	費用	期間
著作権	1万～数万元	2週間程度
意匠権	1万～3万元	2週間程度
特許権	2万～十数万元 ※複雑な内容の場合はより高額	3週間以上

※上記はあくまで一例で、事案により大きく異なることもございます。

ご清聴ありがとうございました

IP FORWARDグループは、中国・新興国における知財支援全般・模倣対策、進出支援、業務拡充サポートを主要業務とする、専門コンサルティング・調査会社、弁護士・弁理士事務所(中国商標代理事務所認可あり)で構成される、総合コンサルティング・グループです。

【連絡先】

IP FORWARDグループ クライアント・コンサルティング課

電話: +86 (21)3366-4261 Fax: +86 (21)3366-4266

E-mail: ipf@ip-fw.com URL: <http://www.ip-fw.com/>

ご不明点等ございましたら、上記宛先まで、いつでもご遠慮なくお問い合わせください。
日本語、英語、中国語、いずれの言語でも対応が可能です。

IP FORWARD

【中国内拠点所在地】



本社所在地: 上海

支社所在地: 広州、北京、成都、瀋陽、武漢、温州、義烏、香港

職員数: 42名

【ASEAN提携先拠点所在地】

引用元: 地図データ©2014AutoNavi, Google, Kingway, SK planet, ZENRIN



"From China to the World,

Anti-counterfeiting to protect your IP"